

総 税 市 第 34 号
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税制度の適正な運用について

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)等が令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されています。

既に関係通知や地方団体向け説明会において周知しているとおり、今回の改正により、ふるさと納税制度に係る見直しが行われたところです。

特に、寄附金活用可能額の割合に関する基準については、令和8年指定対象期間(令和8年10月1日から令和9年9月30日までの期間をいう。)から適用され、その割合を段階的に引き上げていくこととしていることから、各地方団体においては、ふるさと納税の趣旨に沿って寄附金を有効に活用できるようポータルサイト事業者など外部の事業者に支払う手数料等を見直すなど、今回の改正の趣旨を踏まえ、適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、本基準に関する詳細については、平成31年総務省告示第179号を改正し、お示しをしていることから、ご確認していただくようお願いいたします。また、募集に要する費用の計上方法については、寄附金受領日ベースに統一していることにご留意ください。

また、地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準(以下「指定基準」という。)の遵守については、これまでも関係通知において重ねて依頼しているところですが、依然として指定基準への適合性に疑義が生じ、事実関係について照会する事例が発生しているところです。

指定基準の遵守は地方団体の責務であることから、指定基準への適合性については、厳格な確認を行っていただくとともに、担当職員のみならず、都道府県知事・市区町村長を含む高いレベルで認識を共有し、指定基準の遵守の徹底を行っていただくようお願いいたします。

仮に、指定基準への適合性に疑義が生じた場合には、疑義が生じた返礼品等について、速やかに、寄附金を募集するポータルサイトへの掲載を取り止めるとと

もに、返礼品等の送付を停止するなど適切な対応を講じた上で、速やかに総務省・都道府県に報告・照会を行っていただくようお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

〔添付資料〕

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）（抄）
- ・ 地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第44号）（抄）
- ・ 令和8年総務省告示第145号
- ・ 地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について（令和8年4月1日総税企第44号）

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十七条の二第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の対象となる期間として総務省令で定める期間（第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。）を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「以下この項」を「第三号及び第四号」に改め、「」に適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「第五項」を「第四項」に、「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したこと」を「した事実」に改め、「ないこと」の下に「（これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年」を「指定対象期間の初日前四年」に、「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を「指定」に、「前三号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかつた事実がないこと

(当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。)を受けた場合を除く。)」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額(ロにおいて「寄附金活用可能額」という。)が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三十七条の二第三項中「第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これ」を「前項に規定する基準への適合性に関し総務省令で定める事項を記載した申出書その他総務省令で定める書類」に改め、同条中

第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならぬ。この場合において、指定の取消しを受けた都道府県等は、指定の取消しの日から起算して当該期間を経過するまでの間は、指定を受けることができない。

第三十七条の二第七項中「前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）を「指定の取消し」に改め、同条第八項中「又は指定若しくは指定の取消し」を「指定又は指定の取消し及び第六項に規定する決定」に改め、同条第十一項中「（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千元）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三十七条の二第十一項第一号中「掲げる金額（以下この項）」を「掲げる金額と当該納税義務者の前年の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号）」に改める。

（中略）

第三百十四条の七第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の対象となる期間として総務省令で定める期間（第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。）を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「以下この項」を「第三号及び第四号」に改め、「」に適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「第五項」を「第四項」に、「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したこと」を「した事実」に改め、「ないこと」の下に「（これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年」を「指定対象期間の初日前四年」に、「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）」を

「指定」に、「前三号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかった事実がないこと（当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額（ロにおいて「寄附金活用可能額」という。）が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三百十四条の七第三項中「第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これ」を「前項に規定する基

準への適合性に関し総務省令で定める事項を記載した申出書その他総務省令で定める書類」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならない。この場合において、指定の取消しを受けた都道府県等は、指定の取消しの日から起算して当該期間を経過するまでの間は、指定を受けることができない。

第三百十四条の七第七項中「前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）」を「指定の取消し」に改め、同条第八項中「又は指定若しくは指定の取消し」を「指定又は指定の取消し及び第六項に規定する決定」に改め、同条第十一項中「（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を

有する場合には、百五十四万四千元）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三百十四条の七第十一項第一号中「掲げる金額（以下この項）」を「掲げる金額と当該納税義務者の前年の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号）」に改める。

（中略）

附則第五条の五第一項中「又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を、「附則第三十五条の三の六第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を

有する場合には、三十八万六千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第五条の五第一項第五号中「又は」を「、附則第三十五条の三の六第一項又は」に改め、同条第二項中「又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第三十五条の三の六第四項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第五条の五第二項第五号中「又は」を「、附則第三十五条の三の六第四項又は」に改める。

附則第五条の六第一項中「令和二十年度」を「令和三十年度」に改め、同条第二項中「令和二十年度」

を「令和三十年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第十一項並びに前条第一項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三十七条の二第十一項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第五条の六に次の一項を加える。

4 令和三十一年度以後の各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第十一項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三百十四条の七第十一項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

(中略)

附則第七条の二第二項及び第五項中「掲げる金額」の下に「と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額」を加える。

附則第七条の三第一項中「令和二十年度」を「令和三十年度」に改め、同条第二項中「令和二十年度」を「令和三十年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

附則第七条の三に次の一項を加える。

4 令和三十一年度以後の各年度分の個人の市町村民税についての前条第四項及び第五項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

(後略)

第二条～第六条 略

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三十七条の二第二項の改正規定（同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同法第三百十四条の七第二項の改正規定（同項第五号中「第

五項」を「第四項」に改める部分を除く。）及び同条第三項の改正規定並びに附則第三条第五項及び第六項並びに第十一条第四項及び第五項の規定 令和八年十月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三十四条第一項第六号の改正規定、同法第三十七条の二第十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三、第二百九十二条第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三百十四条の二第一項第六号の改正規定、同法第三百十四条の七第十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）並びに同法第三百十七条の三の二第一項第二号及び第三百十七条の三の三の改正規定並びに同法附則第三条の三第一項の改正規定（第十七号に掲げる改正規定を除く。）、同法附則第四条の五第一項の改正規定（第十六号に掲げる改正規定を除く。）、同条第三項の改正規定、同法附則第五条の四の二第一項の改正規定（「令和二十年度」を「令和二十五年」に改める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分（「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成七年法律第十一号）」を加える部分を除く。）に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「令和二十年度」を「令和二十五年」に改

める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法附則第五条の五の改正規定（第十七号に掲げる改正規定を除く。）、同法附則第三十三条の二の二第一項及び第二項の改正規定、同条を同法附則第三十三条の二の三とし、同法附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の二の二第二項、第三十五条の二の三第二項、第三十五条の三の二及び第三十五条の三の四第三項の改正規定、同条を同法附則第三十五条の三の五とする改正規定、同法附則第三十五条の三の三を同法附則第三十五条の三の四とし、同法附則第三十五条の三の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第四十五条第一項の表附則第五条の四の二第二項第一号の項の改正規定（「附則第五条の四の二第二項第一号」を「第一項第一号」に改める部分を除く。）並びに同条第四項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項の改正規定（「附則第五条の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第二項、第九項、第十項及び第十二項並びに第十一条第二項及び第八項から第十項までの規定 令和九年一月一日

三〇五 略

六 第一条中地方税法第三十四条第一項第八号の二、第五十三条、第三百十四条の二第一項第八号の二及

び第三百二十一条の八の改正規定並びに同法附則第五条の六、第七条の三及び第三十四条第四項の改正規定、同法附則第三十四条の二の改正規定（同条第一項、第二項、第四項及び第五項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める部分を除く。）並びに同法附則第三十四条の二の二、第四十四条の二第六項の表附則第三十四条の二第六項の項及び第八項の表附則第三十四条の二第六項の項並びに第四十四条の三第四項の改正規定並びに附則第三条第四項、第十四項及び第十五項並びに第十一条第三項及び第十二項の規定 令和十年一月一日

七十六 略

十七 第一条中地方税法附則第三条の三第一項の改正規定（「附則第三十五条の四」を「附則第三十五条の三の六」に改める部分に限る。）、同法附則第五条の五第一項の改正規定（「又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第三十五条の三の六第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同項第五号に係る部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第三十五条の三の六第四項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同項第五号に係る

部分に限る。）、同法附則第三十五条の三の四を同法附則第三十五条の三の五とし、同条の次に二条を加える改正規定（同法附則第三十五条の三の四を同法附則第三十五条の三の五とする部分を除く。）及び同法附則第三十七条の三を同法附則第三十七条の四とし、同法附則第三十七条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第十三項及び第十六項、第十一条第十一項及び第十三項並びに第十八条の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（記録命令付差押えに関する経過措置）

第二条 略

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分（地方税法第四十一条第四項において準用する新法第三百三十二条の二、新法第七十一条の二十の二、第七十一条の四十一の二、第七十一条の六十一の二及び第七百三十九条の六の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分

までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2～4 略

5 新法第三十七条の二第二項に規定する指定対象期間（次項において「指定対象期間」という。）の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（次項及び第八項並びに附則第十一条において「一号施行日」という。）から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

6 指定対象期間の初日が一号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

7 新法第三十七条の二第五項及び第六項の規定は、都道府県等（同条第一項第一号に規定する都道府県等をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後において同条第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日以後において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以後において同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについて適用し、都道府県等が施行日前において旧法第三十七条の二第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日前において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日前において同条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについては、なお従前の例による。

8 施行日から一号施行日の前日までの間における新法第三十七条の二第六項の規定の適用については、同項中「指定の取消しを受ける」とあるのは、「同項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受ける」とする。

9 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法（第十二項並びに附則第十一条第八項及び第十項において「九年一月新法」という。）第三十七条の二第十一項及び附則第五条の五第一項の規定は、令

和十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

10
～
18 略

第四条～第十条 略

(市町村民税に関する経過措置)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分(新法第三百三十二条の二の規定を除く。)は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2
及び
3 略

4 新法第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間(次項において「指定対象期間」という。)の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一号施行日から令和九年九月三十日まで

百分の五十二・五

令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

5 指定対象期間の初日が一号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新法第三百十四条の七第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

6 新法第三百十四条の七第五項及び第六項の規定は、都道府県等（同条第一項第一号に規定する都道府県等をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後において同条第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日以後において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以後において同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は都道府県等が施行日前において旧法第三百十四条の七第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日前において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日前において同条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについては、なお従前の例による。

7 施行日から一号施行日の前日までの間における新法第三百十四条の七第六項の規定の適用については、同項中「指定の取消しを受ける」とあるのは、「同項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受ける」とする。

8 九年一月新法第三百十四条の七第十一項及び附則第五条の五第二項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 15 略

第十二条く第三十九条 略

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令

(地方税法施行規則の一部改正)

第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一条を加える。

(法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務省令で定める期間)

第一条の十五の二 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務省令で定める期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。ただし、次条第二項又は第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類(次条において「申出書等」という。)を提出した都道府県、市町村又は特別区(次条から第一条の十七の二までにおいて「都道府県等」という。)が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定(以下この条から第一条の十七の二までにおいて「指定」という。)を受ける場合は、当該指定をした日から同日以後最初に到来する九月三十日までの期間とする。

第一条の十六の見出し中「申出書の提出方法等」を「申出書等の提出方法」に改め、同条第一項中「法

第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を「毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間（以下この項及び第一条の十七の二第一項第一号において「指定対象期間」という。）とする指定」に、「都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、」を「都道府県等は、当該指定に係る」に、「法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（以下この条及び次条第二項第一号において「申出書等」という。）を「申出書等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「指定を受けて」を「現に指定を受けて」に、「（前項の指定対象期間において）」を「であつて指定を受けようとするもの（当該指定について）」に改め、「この項」の下に「又は次項」を加え、「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を「並びに法第三十七条の二第五項及び第三百十四条の七第五項の規定による指定の取消し（以下この項及び次項において「指定の取消し」という。）を受けた都道府県等（当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により総務大臣が定める期間（次項において「特定期間」と

いう。)を経過しないものに限る。)に、「第一項」を「前項」に、「前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の」を「毎年」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された」を「指定の取消しを受けた」に、「(既に)」を「であつて指定を受けようとするもの(当該指定について既に)」に、「この項」を「前項又はこの項」に、「取消し」を「指定の取消し」に、「二年」を「当該指定の取消しに係る特定期間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第一条の十七の見出し中「申出書の記載事項等」を「総務省令で定める事項」に改め、同条第一項中「第一号寄附金の募集の適正な実施」を「法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する基準への適合性」に改め、「事項(」の下に「都道府県等が」を加え、「次項第四号」を「次条第一項第一号」に、「及び第四号から第六号まで」を「、第二号及び第五号から第七号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 法第三十七条の二第二項第六号及び第三百十四条の七第二項第六号に掲げる基準に適合する旨
第一条の十七第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の総務省令で定める書類)

第一条の十七の二 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類

二 前号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

2 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

(後略)

(地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正)

第二条 略

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第一条の十五の次に一条を加える改正規定、同令第一条の十六（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「この項」の下に「又は次項」を加え、「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を「並びに法第三十七条の二第五項及び第三百十四条の七第五項の規定による指定の取消し（以下この項及び次項において「指定の取消し」という。）を受けた都道府県等（当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により総務大臣が定める期間（次項において「特定期間」という。）を経過しないものに限る。）」に改める部分及び同条第四項中「法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された」を「指定の取消しを受けた」に、「この項」を「前項又はこの項」に、「取消し」を「指定の取消し」に、「二年」を「当該指定の取消しに係る特定期間」に改める部分を除く。）、「同令第一条の十七（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定 令和八年十月一日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号。附則第四条並びに第五条第七項及び第八項において「改正法」という。)第一条による改

正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間に係るこれらの規定による指定を受けようとする第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下この条、次条及び附則第五条において「新規則」という。)第一条の十五の二に規定する都道府県等は、同日前においても、同条、新規則第一条の十六第一項、第一条の十七及び第一条の十七の二の規定の例により、新規則第一条の十五の二に規定する申出書等を提出するものとする。

2 3 4 略

第三条 略
第八条 略

○総務省告示第四百四十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第七十九号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務大臣が定めるもの)

第二條 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 物品又は役務と交換させるために提供するもの
- 二 電氣（これと交換させるために提供するものを含む。）

(募集の適正な実施に係る基準)

第三條 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号及び第二号（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）として提供する場合には、次の各号）のいずれにも該当することとする。

- 〔一 略〕
- 〔二 略〕

二 指定対象期間（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間をいう。以下同じ。）の初日の属する年度の前年度において法第三十七条の二第二項第二号イ及び第三百十四条の七第二項第二号イに規定する第一号寄附金の募集に要する費用の額として一の者に支払った額（一の者に複数の支払を行ったときは、その合計額）が百万円以上であるときは、当該指定対象期間の初日の前日までに、総務大臣の定めるところにより、その支払先の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払額及び支払目的を記載した一覧表を作成し、公表すること。ただし、支払先が個人であるときは、公表について当該個人の同意がある場合を除き、当該個人の氏名及び住所に代えて、これらを公表しない旨を記載すること。

三 地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。

〔イ 略〕

ロ イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品につ

〔新設〕

(募集の適正な実施に係る基準)

第二條 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号、第二号及び第二号の二（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）として提供する場合には、次の各号）のいずれにも該当することとする。

- 〔一 同上〕
- 〔二 同上〕

二 指定対象期間（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、同条第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）をいう。以下同じ。）において第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。次号において「募集費用」という。）の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

二の二 指定対象期間の初日の属する年度の前年度において募集費用として一の者に支払った額（一の者に複数の支払を行ったときは、その合計額）が百万円以上であるときは、当該指定対象期間の初日の前日までに、総務大臣の定めるところにより、その支払先の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払額及び支払目的を記載した一覧表を作成し、公表すること。ただし、支払先が個人であるときは、公表について当該個人の同意がある場合を除き、当該個人の氏名及び住所に代えて、これらを公表しない旨を記載すること。

三 地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。

〔イ 同上〕

ロ イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品につ

いて第六条に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

〔削る〕

(寄附金の活用に係る基準)

第四條 法第三十七條の二第二項第二号イ及び第三百十四條の七第二項第二号イに規定する指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額は、指定対象期間において受領する第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七條第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務その他当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。）の額の合計額とする。

2 法第三十七條の二第二項第二号ロ及び第三百十四條の七第二項第二号ロの規定による公表は、地方団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三條第三項の規定により決算を議会の認定に付したときに、遅滞なく、指定対象期間の初日の属する年度及び指定対象期間の末日の属する年度における法第三十七條の二第二項第二号イ及び第三百十四條の七第二項第二号イに規定する寄附金活用可能額の使途に関する事項について、当該地方団体のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。

(返礼品等の調達に要する費用の額の算定)

第五條 法第三十七條の二第二項第三号及び第三百十四條の七第二項第三号に規定する個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額は、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

〔一・二 略〕

（法第三十七條の二第二項第四号及び第三百十四條の七第二項第四号の総務大臣が定める基準）

第六條 法第三十七條の二第二項第四号及び第三百十四條の七第二項第四号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

〔一〇九 略〕

いて第五條に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

（法第三十七條の二第二項及び第三百十四條の七第二項の総務大臣が定めるもの）

第三條 法第三十七條の二第二項及び第三百十四條の七第二項に規定する総務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 物品又は役務と交換させるために提供するもの
- 二 電気（これと交換させるために提供するものを含む。）

〔新設〕

(返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法)

第四條 法第三十七條の二第二項第二号及び第三百十四條の七第二項第二号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

〔一・二 同上〕

（法第三十七條の二第二項第三号及び第三百十四條の七第二項第三号の総務大臣が定める基準）

第五條 法第三十七條の二第二項第三号及び第三百十四條の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

〔一〇九 同上〕

備考 表中の「」及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の平成三十一年総務省告示第百七十九号第二条から第六条までの規定は、

この告示の施行の日以後に開始する地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間（以下「指定対象期間」という。）に係るこれらの規定による指定（以下「指定」という。）について適用し、同日前に開始した指定対象期間に係る指定については、なお従前の例による。

総 税 企 第 44 号
令 和 8 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長
殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第44号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第45号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第46号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第47号）は令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

一 総括的事項

令和8年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 個人住民税のひとり親控除の額の引上げ等を行うこととした。
- (2) 道府県民税利子割に係る清算制度の導入を行うこととした。
- (3) 自動車税及び軽自動車税の環境性能割を廃止することとした。
- (4) 軽油引取税の当分の間税率を廃止することとした。

二 地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正に関する事項

第一 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 令和九年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。（法第二十三条関係）
- (2) 所得割の納税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が百分の三以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とする。（法第二十三条、第三十二条、令第七条の三関係）
- (3) 令和十年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、ひとり親控除の額を三十三万円（改正前は三十万円）とする。（法第三十四条関係）
- (4) 都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずる。（法第三十七条の二、附則第五条の五、第五条の六、第七条の二、第七条の三、改正法附則第三条、則第一条の十五の二から第一条の十七の二まで関係）
 - イ 総務大臣による特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準（以下「指定基準」という。）に、次に掲げる基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準に適合するものであることを加える。
 - (イ) 都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附金活用可能額」という。）が当該寄附金の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。
 - (ロ) 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること。

- ロ 総務大臣は、指定をした都道府県等が指定対象期間の初日前四年以内に指定基準に適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができることとする。
- ハ 総務大臣は、指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならないこととする。
- ニ 特例控除額の控除限度額を、所得割額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千元）とのいずれか低い金額とする。
- ホ 特例控除額の計算上用いる人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する。
- ヘ 指定対象期間の初日が次の表に掲げる期間に属する場合におけるイの（イ）の適用については、イの（イ）の「百分の六十」とあるのは、それぞれ次の表に掲げる字句とする。

令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

- ト 指定対象期間の初日が令和十一年九月三十日までの期間に属する場合におけるロの適用については、ロの「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。
- (5) 公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとする。（法第四十五条の三の三、令第八条の二三関係）
- (6) 利子割について、以下の措置を講ずる。（法第七十一条の二十五、第七十一条の二十六、令第九条の十四の二、第九条の十五、則第三条の七の二、第三条の七の三関係）
- イ 道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に一定の率を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。
 - ロ 他の道府県に対し支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。
 - ハ 利子割清算基準額は、各道府県ごとに、当該道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として一定の方法により算定した額で当

該年度の初日の属する年の前年前三年内の各年に係るものを平均した額とする。

ニ 道府県が利子割の清算を行う場合において、その清算の時期を二月とするとともに、各年度に清算すべき額を規定する。

ホ 道府県が利子割の一部を市町村に交付する場合において、その交付時期を三月とするとともに、各年度に交付すべき額を規定する。

(7) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和九年十二月三十一日まで延長する。(法附則第四条関係)

(8) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和九年十二月三十一日まで延長する。(法附則第四条の二関係)

(9) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、租税特別措置法第四十一条の十七第一項各号に掲げる期間内に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に本特例措置を適用する措置を講ずる。(法附則第四条の五関係)

(10) 住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずる。(法附則第五条の四関係)

イ 居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する。

ロ 適用期限を令和二十五年度分の個人の道府県民税及び居住年が令和十二年であるものまで延長する等所要の措置を講ずる。

(11) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和十二年度分の個人の道府県民税まで延長する。(法附則第六条関係)

(12) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずる。

イ 上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。(法附則第三十三条の二の二、第三十五条の三の三関係)

ロ 各年度分の個人の道府県民税について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。(法附則第三十五条の三の二、令附則第十八条の六の二関係)

(13) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(法附則第三十三条の三関係)

- (14) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、以下の措置を講ずる。(法附則第三十四条の二関係)
- イ 適用期限を令和十一年度分の個人の道府県民税まで延長する。
 - ロ 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととする。
- (15) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率により申告を通じて所得割を課する。(法附則第三十五条の三の六、令附則第十八条の六の四関係)
- (16) 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。(法附則第三十五条の三の七、令附則第十八条の六の五関係)
- (17) 令和九年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、ひとり親が有する生計を一にする子に係る前年の総所得金額等の要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。(第七条の二の二関係)
- (18) 令和九年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、雑損控除の適用を認められる親族に係る前年の総所得金額等の要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。(第七条の十三関係)
- (19) 法人税割の課税標準である法人税額について、特別試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。(法第二十三条関係)
- (20) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。(法附則第八条関係)
- (21) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特別試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。(法附則第八条関係)
- (22) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止する。(法附則第八条関係)
- (23) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給

額が増加した場合の法人税額の特別税額控除（全法人向けの措置に限る。）の適用を受けた額とする措置を廃止する。（法附則第八条関係）

- (24) 法人税割の課税標準である法人税額について、特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（法第二十三条関係）
- (25) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（法附則第八条関係）
- (26) 法人税割の課税標準である法人税額について、重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（法第二十三条関係）
- (27) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（法附則第八条関係）
- (28) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人住民税法人税割額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実により円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（令第九条の八の五関係）
- (29) 重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度の創設に伴い、法人の道府県民税の課税標準等の特例について、所要の措置を講ずる。（令附則第五条の二の四関係）

2 事業税

- (1) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。（法附則第九条関係、改正法附則第六条関係）
- (2) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（法附則第九条関係）
 - イ 当該電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき。
 - ロ 当該電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者等に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）を支払うとき。

- ハ 当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する電線路と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者に対して、電気事業法に規定する託送供給に係る料金を支払うとき。
- ニ 当該電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、一般送配電事業者の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。
- ホ 当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、配電事業者が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。
- (3) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(法附則第九条関係)
- (4) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずる。(法附則第九条関係)
- イ 適用対象を常時使用する従業員の数が二千人以下である法人に限ることとする。
- ロ 適用要件を継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が百分の四以上(改正前は百分の三以上)であることとする。
- (5) 一般送配電事業者の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新の実施(以下「地域間連系線の整備等」という。)を行う他の一般送配電事業者又は送電事業者が地域間連系線の整備等に必要とする費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずる。(法附則第九条、令附則第六条の二、則附則第二条の十二関係)
- (6) 防衛特別所得税の額について法人税の額から控除されることに伴い、付加価値割及び所得割の課税標準の算定の特例について、所要の措置を講ずる。(令第二十条の二の十三、第二十一条の二の二関係)
- (7) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人事業税額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実により事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。(令第二十四条の二の五関係)

3 地方消費税

事業者がデジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けた第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなすほか、所要の規定の整備を行う。(法第七十二条の七十八、第七十二条の八十の三、第七十二条の八十の四関係)

- (1) 国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。)
- (2) 事業者が行う特定少額資産の譲渡

4 不動産取得税

- (1) 免税点について、土地の取得にあつては十六万円(改正前は十万円)に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては六十六万円(改正前は二十三万円)、その他のものにあつては三十四万円(改正前は十二万円)に引き上げる。(法第七十三条の十五の二関係)
- (2) 診療所の開設者又は管理者が医療法に規定する区域のうち一定の区域において取得する診療所の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。(法附則第十一条、令附則第七条、則附則第三条の二の二十三関係)
- (3) 新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、次のとおり見直しを行う。(法第七十三条の十四、第七十三条の二十四、令第三十七条の十六、第三十七条の十七、第三十七条の十八、第三十九条の二の四、改正令附則第三条、則第七条の六関係)

イ 一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅(建替えにより新築された一定の住宅等を除く。)又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅(建替えにより新築された一定の住宅等を除く。)(以下「特定区域内住宅」という。)及びその土地を適用対象から除外する。

ロ 対象となる住宅の床面積要件の下限を四十平方メートル(特別区の特定期都市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあつては、令和十三年三月三十一日まで五十平方メートル)(改正前は五十平方メートル(戸建て以外の貸家住宅にあつては、四十平方メートル))に改める。

- (4) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取

得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置について、対象をマンションの再生等の円滑化に関する法律に規定する施行者、マンション等売却組合又はマンション除却組合が、マンション再生事業、マンション等売却事業又はマンション除却事業により取得する要除却等認定マンション若しくはその敷地、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法に規定する一定の災害により大規模一部滅失をしたマンション若しくはその敷地又は滅失をしたマンションの敷地の用に供されていた土地とした上、その適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(法附則第十条関係)

(5) 公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)が取得する国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会(以下「博覧会」という。)の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋に係る非課税措置について、博覧会協会がこれらの家屋を所有しているときに取得者とみなす日を令和十年三月一日(改正前は博覧会の終了の日から六月を経過する日)とする。(法附則第十条の二関係)

(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(法附則第十一条関係)

イ 特定区域内住宅を適用対象から除外する。

ロ 対象となる住宅の床面積要件の下限を四十平方メートル(特別区の特定期市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあつては、令和十三年三月三十一日まで五十平方メートル)(改正前は五十平方メートル(戸建て以外の貸家住宅にあつては、四十平方メートル))に改める。

(7) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。

イ 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和十八年三月三十一日まで延長する。(法附則第十条関係)

ロ 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(法附則第十条関係)

ハ 都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が一定の業務により取得する土地に係る非課税措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(法

附則第十条関係)

- ニ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（法附則第十条の三関係）
- ホ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（法附則第十条の三関係）
- ヘ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（法附則第十一条関係）
- ト 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（法附則第十一条関係）
- チ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（法附則第十一条関係）

(8) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特定都市再生緊急整備地域内にあるものの要件に事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の十以上であることを加えた上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（法附則第十一条、令附則第七条関係）

(9) 東日本大震災に係る特例措置を、必要な経過措置を講じた上、次のとおり改める。（法附則第五十一条、改正法附則第八条関係）

- イ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置について、対象を被災家屋が福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限定した上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。
- ロ 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるも

のと道府県知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置について、対象を従前の土地が福島県の区域内にあるものに限定した上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。

- (10) 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置を廃止する。（法附則第五十一条、令附則第三十一条、則附則第二十二条の三関係）
- (11) 既存住宅に係る課税標準の特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を四十平方メートル（改正前は五十平方メートル）に改める。（令第三十七条の十九関係）

5 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行う。（法附則第十二条の二の八、第十二条の二の九、第五十三条、則第十六号の十様式、第十六号の十二様式、第十六号の十四様式関係）

6 自動車税

- (1) 令和八年四月一日に自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。（法第二章第八節関係）
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長する。（法附則第十二条の三関係）

イ 環境負荷の少ない自動車

令和八年度及び令和九年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね百分の七十五を軽減する特例措置を講ずる。

ロ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずる。

(イ) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して

十四年を経過した日の属する年度

(ロ) 軽油自動車その他の(イ)に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(3) (1) (2) の規定は令和八年度から適用し、令和七年度以前の自動車の取得に対して課する環境性能割及び令和七年度以前の年度分の種別割については、なお従前の例によることとする。(改正法附則第十条関係)

ただし、自動車税の環境性能割の市町村交付金に係る事務手続については、従前の規定にかかわらず、次のとおりとする。(改正令附則第四条関係)

イ 年一回、十二月にのみ交付を行う。

ロ 当該年度における市町村交付金の交付原資として算定した額が零を下回るときは、当該都道府県内の市町村に当該下回る額の返還を求めるとし、その場合には、都道府県は当該年度の十二月三十一日までに当該都道府県内の各市町村に返還すべき額を通知し、通知を受けた市町村は当該年度の末日までに当該額を返還する。

ハ 都道府県が各市町村に交付すべき額及び各市町村が都道府県に返還すべき額を計算する場合には、一円単位で四捨五入するものとし、切り捨てた額及び切り上げた額の繰越しは行わない。

ニ 指定市に交付金に係る事務手続についても上記イ～ハと同様とする。

(4) (1) の改正に伴う省令様式の改正について、やむを得ない事情がある場合には、改正前の様式によることも差し支えないこととする。(改正則附則第四条関係)

(5) 令和元年十月に廃止された自動車取得税の市町村交付金に係る事務手続について、(3) イ～ニに準ずることとする。

第二 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

(1) 令和九年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を六十二万円以下(改正前は五十八万円以下)とする。(第二百九十二条関係)

(2) 令和十年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、ひとり親控除の額を三十三万円(改正前は三十万円)とする。(第三百十四条の二関係)

(3) 都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずる。(法第三百十四条の七、附則第五条の五、第五条の六、第七条の二、第七条の三、改正法附則第十一条、則一の十五の二から一の十七の二まで関係)

イ 指定基準に、次に掲げる基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準に適合するものであることを加える。

(イ) 寄附金活用可能額が、都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

(ロ) 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること。

ロ 総務大臣は、指定をした都道府県等が指定対象期間の初日前四年以内に指定基準に適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができることとする。

ハ 総務大臣は、指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならないこととする。

ニ 特例控除額の控除限度額を、所得割額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円）とのいずれか低い金額とする。

ホ 特例控除額の計算上用いる人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する。

ヘ 指定対象期間の初日が次の表に掲げる期間に属する場合におけるイの（イ）の適用については、イの（イ）の「百分の六十」とあるのは、それぞれ次の表に掲げる字句とする。

令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

ト 指定対象期間の初日が令和十一年九月三十日までの期間に属する場合におけるロの適用については、ロの「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

(4) 公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとする。（法第三百十七条の三の三関係）

(5) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和九年十二月三十一日まで延長する。（法附則第四条関係）

(6) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和九年十二月三十一日まで延長する。（法附則第四条の二関係）

(7) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、租税特別措置法第四十一条の十七第一項各号に掲げる期間内に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に本特例措置を適用する措置を講ずる。（法附則第

四条の五関係)

- (8) 住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずる。(法附則第五条の四関係)
- イ 居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する。
 - ロ 適用期限を令和二十五年度分の個人の市町村民税及び居住年が令和十二年であるものまで延長する等所要の措置を講ずる。
- (9) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和十二年度分の個人の市町村民税まで延長する。(法附則第六条関係)
- (10) 各年度分の個人の市町村民税について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する。(法附則第三十五条の三の二、令附則第十八条の六の二関係)
- (11) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(法附則第三十三条の三関係)
- (12) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、以下の措置を講ずる。(法附則第三十四条の二関係)
- イ 適用期限を令和十一年度分の個人の市町村民税まで延長する。
 - ロ 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととする。
- (13) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して百分の三(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四)の税率により申告を通じて所得割を課する。(法附則第三十五条の三の六関係)
- (14) 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。(法附則第三十五条の三の七関係)
- (15) 令和九年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、ひとり親が有する生計を一にする子に係る前年の総所得金額等の要件を六十二万円以下(改正前は五十八万円以下)とする。(第四十六条の二の二関係)
- (16) 令和八年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、雑損控除の適用を

- 認められる親族に係る前年の総所得金額等の要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。（第四十八条の六関係）
- (17) 法人税割の課税標準である法人税額について、特別試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（法第二百九十二条関係）
- (18) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（法附則第八条関係）
- (19) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特別試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（法附則第八条関係）
- (20) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止する。（法附則第八条関係）
- (21) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除（全法人向けの措置に限る。）の適用を受けた額とする措置を廃止する。（法附則第八条関係）
- (22) 法人税割の課税標準である法人税額について、特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（法第二百九十二条関係）
- (23) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（法附則第八条関係）
- (24) 法人税割の課税標準である法人税額について、重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（法第二百九十二条関係）
- (25) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（法附則第八条関係）
- (26) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人住民税法人税割額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実により事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（令第九条の八の五関係）
- (27) 重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度の創設に伴い、法人の市町村民税の課税標準等の特例について、所要の措置を講ずる。（令附則第五条の二の四関係）

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 免税点について、家屋にあっては三十万円（改正前は二十万円）に、償却資産にあっては百八十万円（改正前は百五十万円）に引き上げる。（法第三百五十一条関係）
- (2) 令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。（法附則第十六条の三、令附則第十二条の四、則附則第七条の四関係）
- (3) 物資の流通の効率化に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（法附則第十五条、令附則第十一条、則附則第六条関係）
 - イ 対象を物資の流通の効率化に関する法律に規定する認定貨物自動車中継輸送事業者等が認定貨物自動車中継輸送実施計画に基づき実施する貨物自動車中継輸送事業の用に供するために新設し、又は増設した一定の特定貨物自動車中継輸送施設及び当該特定貨物自動車中継輸送施設に附属する一定の構築物とする。
 - ロ イに掲げる一定の特定貨物自動車中継輸送施設について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の五年度間は価格の二分の一の額とし、イに掲げる一定の構築物について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の四分の三の額とする。
- (4) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（法附則第十五条、令附則第十一条、則附則第六条関係）
 - イ その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特定都市再生緊急整備地域内にあるものの要件に事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が

百分の十以上であることを加える。

- ロ その対象資産の範囲に民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設、一定の国際会議場施設、観光案内所及び防災上有効な備蓄倉庫であって、都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資する施設を加える。

(5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条、則附則第六条関係)

- イ 次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分資産又は知事配分資産にあつては二分の一)を乗じて得た額とする。

- (イ) 太陽光発電設備のうち、一定の補助金を受けた者により製造される次世代型太陽電池

- (ロ) 水力発電設備のうち、五千キロワット未満のもの

- (ハ) 地熱発電設備のうち、千キロワット以上のもの

- (ニ) バイオマス発電設備のうち、一万キロワット未満のもの

- ロ 風力発電設備のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分資産又は知事配分資産にあつては五分の三)を乗じて得た額とする。

- ハ 次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分資産又は知事配分資産にあつては三分の二)を乗じて得た額とする。

- (イ) 風力発電設備のうち、次のいずれかに該当するもの

- a 港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

- b 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

- c 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

- (ロ) 地熱発電設備(イの(ハ)に掲げるものを除く。)

- ニ 水力発電設備（イの（ロ）に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては四分の三）を乗じて得た額とする。
- （6）農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が十年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その農地中間管理権の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（法附則第十五条、則附則第六条関係）
- イ 対象を農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域内にある一定の農地とする。
- ロ 農地中間管理権の存続期間が十五年以上である一定の農地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度間（改正前は五年度間）は、その価格の二分の一の額とする。
- （7）農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があつた地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に農地中間管理機構等が取得する一定の機械装置等を加えた上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（法附則第十五条、令附則第十一条、則附則第六条関係）
- （8）都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象に案内板、ぶらんこ、滑り台、砂場、便所その他これらに類するものを加えた上、その整備期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（法附則第十五条、則附則第六条関係）
- （9）新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の新築期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（法附則第十五条の六、令附則第十二条、則附則第七条関係）
- イ 一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）を適用対象から除外する。

- ロ 対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル（特別区の特定期都市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあつては、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあつては、四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下）とする。
- (10) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の新築期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（法附則第十五条の七、令附則第十二条関係）
- イ 一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）を適用対象から除外する。
- ロ 対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル（特別区の特定期都市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあつては、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあつては、四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下）とする。
- (11) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる代替家屋の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあつては、四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下）とした上、その取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（法附則第十五条の八、令附則第十二条関係）
- (12) 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とした上、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（法附則第十五条の九、令附則第十二条関係）
- (13) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とした上、その対象資産の改修期限を令和

十三年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条の九、令附則第十二条関係)

(14) 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下(改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下)とした上、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条の九の二、令附則第十二条関係)

(15) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下(改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下)とした上、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条の九の二、令附則第十二条関係)

(16) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「高齢者移動等円滑化法」という。)に規定する特別特定建築物(以下「特別特定建築物」という。)に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の改修期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条の十一、令附則第十二条の二、則附則第七条の二関係)

イ 対象を特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する建築物移動等円滑化基準又は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき証明がされた一定のものとする。

ロ 当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額(当該額が当該改修工事に要した費用の額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額)の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(改正前は三分の一)に相当する額を減額する。

(17) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。

イ 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が一定の事業の用に供する固定資産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定

資産税及び都市計画税の非課税措置について、その適用期限を令和十八年三月三十一日まで延長する。(法附則第十四条関係)

ロ 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和九年度までに新たに固定資産税が課されるものとする。(法附則第十五条関係)

ハ 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条関係)

ニ 水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、浸水被害軽減地区の指定期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条関係)

ホ 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条の九関係)

ヘ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち、政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条の十関係)

(18) 次のとおり課税標準の特例措置等を改める。

イ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、下水道除害施設のうち酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置を適用対象から除外した上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条、則附則第六条関係)

ロ 首都直下地震対策特別措置法に規定する首都直下地震緊急対策区域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象を緊急遮断装置と同時に設置する緊急地震速報受信装置等とした上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条、則附則第六条関係)

ハ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(法附則第十五条、則附則第六条関係)

(イ) 木竹を原材料として製造される燃料を製造するための一定の設備につ

いて、適用対象を中小事業者等が取得したものに限定した上、課税標準をその価格の六分の五（改正前は四分の三）の額とする。

（ロ）脂肪酸メチルエステルを製造するための一定の設備に係る課税標準をその価格の四分の三（改正前は三分の二）の額とする。

(19) 東日本大震災に係る特例措置を、必要な経過措置を講じた上、次のとおり改める。（法附則第五十六条、改正法附則第十四条、第十七条関係）

イ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「東日本大震災に係る被災住宅用地」という。）の所有者等が、当該東日本大震災に係る被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める一定の土地を取得した場合の当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、対象を東日本大震災に係る被災住宅用地が福島県の区域内にあるものに限定した上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。

ロ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、対象を滅失し、又は損壊した家屋が福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限定した上、その対象資産の取得期限又は改築期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。

(20) 次に掲げる課税標準の特例措置を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。

イ 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置（法附則第十五条、改正法附則第十四条、令附則第十一条、改正令附則第六条、則附則第六条、改正則附則第五条関係）

ロ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置（法附則第五十六条、改正法附則第十四条、令附則第三十三条、改正令附則第六条、則附則第二十四条、改正則附則第五条関係）

(21) 法第三百八十二条に基づく登記所から市町村長へ通知すべき場合の細目を定める。（則第十五条の五の五関係）

(22) 法第三百八十二条に基づく登記所から市町村長への通知に係る事項に相続人申告事項や検索用情報を追加する。（則第十五条の五の六関係）

- (23) 法第四百二十二条の三に基づく市町村長から登記所への通知に係る事項の細目を定める。(則第十五条の七の二関係)

3 軽自動車税

- (1) 令和八年四月一日に軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。(法第三章第三節関係)
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する特例措置として、令和八年度及び令和九年度に初回車両番号指定を受けた一定の三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね百分の七十五を軽減する。(法附則第三十条関係)
- (3) (1) (2) の規定は令和八年度から適用し、令和七年度以前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する環境性能割(賦課徴収について都道府県が行うこととする等の特例規定を含む。)及び令和七年度以前の年度分の種別割については、なお従前の例によることとする。(改正法附則第十五条関係)
- ただし、令和九年度以後における軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る事務手続の一部については、従前の規定にかかわらず、次のとおりとする。(改正令附則第七条関係)
- イ 都道府県は、前年度の軽自動車税の環境性能割に係る申告・決定の件数が零であり、かつ前年度の軽自動車税の環境性能割に係る滞納がない場合、市町村に対する賦課徴収又は申告納付に関する報告を要しない。
- ロ 都道府県は、前年度の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る徴収取扱費として計算した金額が零である場合には、市町村に対する徴収取扱費に関する通知を要しない。
- ハ 市町村は、徴収取扱費に関する通知のあった日の属する年度の末日までに徴収取扱費を都道府県に交付すれば足りるものとする。
- (4) (1) の改正に伴う省令様式の改正について、やむを得ない事情がある場合には、改正前の様式によることも差し支えないこととする。(改正則附則第六条関係)

4 事業所税

特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認を受けた経営改善措置等に関する計画に従って実施する事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずる。(法附則第三十三条関係)

- (1) 特例措置の対象を令和十年三月三十一日までに承認を受けた経営改善措置等に関する計画に従って実施する事業の用に供する一定の施設とする。

- (2) 適用期間を当該事業が法人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から五年を経過する日の属する年分までとする。

5 国民健康保険税

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を六十七万円(改正前六十六万円)に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を三万円とする。(令第五十六条の八十八の二関係)
- (2) 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、五割(四割・三割)減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を三十一万円(改正前三十萬五千元)に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を五十七万円(改正前五十六万円)に引き上げる。(令第五十六条の八十九関係)
- (3) 低所得者に対する減額及び出産被保険者に対する減額について、十八歳以上被保険者均等割額を対象に追加する。(令第五十六条の八十九関係)
- (4) 世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「十八歳未満被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯の世帯主に対し課する十八歳未満被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額するものとし、その減額する額の基準として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る当該被保険者均等割額とする。(令第五十六条の八十九関係)

第三 その他

- 1 国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずる。

イ 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法(電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令(以下「電磁的記録提供命令」という。)をすることができることとする。また、その命令違反に対する罰則を設ける。(法第二十二条、第二十二条の四関係)

(イ) 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

(ロ) 電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

- ロ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとする。この場合において、その必要がなくなったときは、自ら又はその命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならないこととする。また、その命令違反に対する罰則を設ける。(法第二十二條、第二十二條の四關係)
- ハ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録について、その内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができることとする。(法第二十二條の九關係)
- ニ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができるとともに、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができることとする。(法第二十二條の十一關係)
 - (イ) 錠を外すこと。
 - (ロ) 何人に対しても、当該徴税吏員の許可を受けないでその提示をする場所以に出入りすることを禁止すること。
 - (ハ) (ロ) の処分に従わない者について、これを退去させ、又はその提示が終わるまでこれに看守者を付すること。
- ホ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこととする。(法第二十二條の十二關係)
- ヘ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができることとする。(法第二十二條の十三關係)
- ト 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならないこととする。(法第二十二條の十七關係)
- チ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。)により提出させた記録媒体につき留置の必要がなくなった場合において、当該電磁的記録提供命令を受けた者と当該記録媒体の保管者等が異なるときは、当該電磁的記録提供命令を受けた者に対し、当該記録媒体の交付をし、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととする。(法第二十二條の十八關係)
- リ 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録につい

て、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととする。(法第二十二條の十八の二関係)

ヌ 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録についての鑑定を囑託することができることとする。(法第二十二條の十九関係)

ル 通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を加える。(法第二十二條の二十八関係)

ヲ 地方団体の長は、間接地方税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を命じなければならないこととする。(法第二十二條の三十一関係)

ワ その他電磁的記録提供命令をする場合における通信履歴の電磁的記録の保全要請、目録の提供、夜間の許可状の提示の制限及び調書の作成について、所要の措置を講ずるほか、記録命令付差押えを廃止する。(法第二十二條の四、第二十二條の六、第二十二條の十五、第二十二條の二十、第二十二條の二十四関係)

(2) 許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができることとする。また、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととする。(法第二十二條の四、第二十二條の十九関係)

(3) 通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面により又は電磁的記録により求めることができることとする。(法第二十二條の六関係)

(4) 領置目録等について、書面又は電磁的記録をもって作成し、領置物件の所有者等に提供しなければならないこととする。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。(法第二十二條の十五関係)

(5) 搜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができることとする。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。(法第二十二條の二十三関係)

(6) 質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができる。また、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該徴税吏員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければ

ばならないこととする。(法第二十二條の二十四關係)

(7) 檢察官への引継ぎについて、次の整備を行う。(法第二十二條の三十關係)

イ 犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行う。

ロ 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに檢察官に引き継がなければならない。

ハ ロの記録媒体又は電磁的記録が檢察官に引き継がれたときは、当該記録媒体は檢察官によって押収され、又は当該電磁的記録は檢察官がする電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなす。

2 国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。(法第六十九條の二、第七十一條の二十の二、第七十一條の四十一の二、第七十一條の六十一の二、第七十二條の六十九の二、第七十三條の三十七の二、第七十四條の二十八の二、第九十五條の二、第四百四十四條の五十二の二、第六百九十九條の二、第二百一十條の二、第二百八十六條の二、第三百三十二條の二、第三百七十四條の二、第四百六十一條の二、第四百八十五條の四の二、第五百四十二條の二、第六百十四條の二、第六百九十六條の二、第七百條の六十七の二、第七百一十條の十九の二、第七百一十條の六十六の二、第七百二十九條の二、第七百三十三條の二十五の二、第七百三十九條の六關係)

3 国税關係法令並びに税理士法第五十六條並びに地方税法第七十三條の十八第四項、同法第七十三條の二十一第三項、同法第七十三條の二十二及び同法第三百八十九條第一項の規定に基づき行政機關の長の間で行う通知については、地方税關係手續用電子情報処理組織を使用して行うことができることとする。(法第七百四十七條の四、第七百四十七條の五、則第二十四條の四十關係)

4 機構が特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機關等に委託した場合において、法人の事業税その他の地方税に係る特定徴収金の納付又は納入のうち、一定の手續が法定納期限に行われたとき(その税額が1億円以下である場合に限る。)であつて、法定納期限の翌日(当該日が休祝日に該当するときは、これらの日の翌日)までにその納付又は納入がされたときは、法定納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用するものとする。(法第七百四十七條の六、令第五十七條の五の二、則第二十四條の四十五の二、第二十四條の四十五の三關係)

5 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないものとする。
(改正法附則第二十一條關係)

6 自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う財源の確保に

係る措置を次のとおり講ずる。(改正法附則第二十二條關係)

- (1) 国は、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止による地方税の減収に係る安定財源を確保するための具体的な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 国は、(1)の措置が講ぜられるまでの間、(1)の地方税の減収により地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

三 地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法、同法施行令の改正に関する事項

- 1 国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。(廃止前暫定措置法第二十八條の二關係)
- 2 法人の事業税の例により法人の事業税と併せて徴収される地方法人特別税について、その納付における一定の手続が法定納期限に行われた場合において、二第三四の法定納期限の特例が適用される税目の対象とする。(廃止前暫定措置令第九條關係)

四 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、同法施行令の改正に関する事項

- 1 国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。(森林環境税法第二十四條の二關係)
- 2 市町村長が、森林環境税の納税義務者が特定非常災害に指定された災害により災害に係る免除要件のいずれかに該当することが明らかであると認める場合には、免除に係る申請書の提出がなくても、職権により森林環境税を免除することができることとする。(森林環境税令第三條、第四條關係)

五 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律、同法施行令の一部改正

- 1 国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。(特別法人事業税法第二十六條の二關係)
- 2 法人の事業税の例により法人の事業税と併せて徴収される特別法人事業税について、その納付における一定の手続が法定納期限に行われた場合において、二第三四の法定納期限の特例が適用される税目の対象とする。(特別法人事業税令第九條關係)

六 特記事項(令和8年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等)

個別税目に係る事項

1 ふるさと納税

(1) ふるさと納税制度の趣旨に沿った取組の推進

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝や応援の気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを可能とするために創設された制度であり、制度を通じて受け入れた寄附金については、地方団体を応援したいという寄附者の思いに応えるためにも、寄附金の募集に要する費用を抑えつつ、できる限り地方団体における住民サービスの充実や地域振興のために活用されることが重要であること。

この観点から、二第一1(4)イ及び二第二1(4)イで示しているとおり、令和8年度税制改正において、寄附金活用可能額の割合等に関する基準を設け、その割合について段階的に引き上げていくこととしたことから、各地方団体においては、ふるさと納税の趣旨に沿って寄附金を有効に活用できるようポータルサイト事業者など外部の事業者を支払う手数料等を見直すなど、適切に対応いただきたいこと。なお、本改正にあわせて「平成31年総務省告示第179号(特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件)」及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A」を改正していることから内容を確認いただきたいこと。

また、寄附金の使い道や目標金額をあらかじめ明示して募集するクラウドファンディング型のふるさと納税についても積極的に取り組むことが望ましいこと。

ふるさと納税指定制度下においては、地方団体は指定を受けている期間を通じて、常に地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準(以下「指定基準」という。)に適合する必要があること。

また、指定基準の遵守は地方団体の責務であり、返礼品等の調達を含む寄附の募集に係る事務を外部の事業者へ委託している場合において、当該外部の事業者の事務に起因して、地方団体が指定基準に適合しなくなった場合であっても、当該地方団体は指定取消しの対象となり得るものであること。

特に、令和7年において6団体の指定取消しが発生したことを踏まえ、基準適合性については、厳格な確認を行っていただくとともに、担当職員のみならず、都道府県知事・市区町村長を含む高いレベルで認識を共有し、各指定基準の遵守の徹底を行っていただきたいこと。また、基準適合性に疑義が生じる場合には、疑義が生じた返礼品等の提供を停止するなど適切な対応を講じた上で、速やかに総務省に照会を行っていただきたいこと。

なお、指定基準については、ふるさと納税制度の適正な運用を確保する観点

から、令和8年度においても制度の見直しに向けた検討を行っていく予定であること。

(2) 令和7年6月の指定基準の見直しに係る対応

令和7年6月の指定基準の見直しにより、令和8年指定対象期間（令和8年10月1日から令和9年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）以降の指定対象期間において、次のとおり対応が必要となることから、各地方団体において、必要な準備を進める必要があること。

イ 募集費用の透明化を促進するため、毎年度の募集費用の支払のうち1支払先あたり100万円以上のものについて、その支払先、支払額及び支払目的を「平成31年総務省告示第179号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）に基づき総務大臣の定めるものについて」（令和7年6月24日付け総税市第70号。以下「総務大臣が定めるものに係る通知」という。）に定める様式により、翌年度の9月30日までに地方団体が管理するウェブサイトで公表するよう、募集適正基準（平成31年総務省告示第179号第2条をいう。）の改正を行っており、令和7年度の募集費用に係る公表は令和8年9月30日までにを行う必要があること。

ロ 地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条をいう。以下同じ。）第3号に適合するためには、返礼品等の製造を行う者により、当該返礼品等の価値の過半が区域内の工程で生じている旨の証明がなされるとともに、当該証明の内容が総務大臣が定めるものに係る通知に定める様式により、地方団体が当該返礼品等を提供する旨を表示して寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体が管理するウェブサイトで公表されている必要があること。

なお、総務省において地方団体が提供しようとする返礼品等の基準適合性の確認を行うに当たって、必要に応じ、証明の内容の確認を行うことを予定していることから、令和8年指定対象期間の当初から、地場産品基準第3号に適合するものとして返礼品等を提供しようとする場合には、遅くとも指定申出時までには、返礼品等の製造を行う者による証明を取得する必要があること。

ハ 地場産品基準第5号に適合するためには、以下に該当する必要があること。

(イ) 形状、名称、その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの

(ロ) 指定対象期間の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の9月30日までの間に、地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの

(ハ) 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配

布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの

（ニ）指定対象期間において、返礼品等として提供する数量が（ロ）の配布又は販売を行った数量を超えないもの

2 企業版ふるさと納税

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであるが、令和7年度税制改正において、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案が発生したことへの対応として、内閣府において制度改善策が講じられたところであり、各地方団体においては、寄附活用事業の適正な執行に留意しつつ、引き続き積極的な取組を進めていただきたいこと。

3 固定資産税

（1）登記所等との連携

地方税法第382条に基づく登記所から市町村長への通知（以下「登記済通知」という。）及び登記済通知と併せて提供されている地図及び図面情報並びに同法第422条の3に基づく市町村長から登記所への通知（以下「評価額通知」という。）については、令和2年1月から、電子データのオンラインによる受渡しが可能となっており、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、積極的にオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこと。

受渡し方法やデータ形式等の詳細及び留意事項については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」（平成31年4月26日付け総税固第31号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項について」（令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自治税務局固定資産税課長通知）等を参照いただきたいこと。

また、「税務システム標準仕様書【第5.1版】」（令和8年2月27日公表）において、登記済通知の電子データを固定資産税システムへ取り込める機能及び評価額通知による通知項目をCSV形式で出力する機能を【実装必須機能】として定めているため、登記済通知及び評価額通知の際には、これらの機能も利用されたいこと。加えて、令和8年4月から登記済通知に登記名義人からの申出に基づく検索用情報（生年月日、氏名の振り仮名等）が追加されたことから、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、住所地が課税団体と異なる納税義務者のマイナンバーを取得する際には、これらの情報も活用され

たいこと。

なお、市町村長から都道府県知事への固定資産評価額等の通知については、令和9年9月からeLTAXにより通知が可能となる予定であるため、活用されたいこと。

(2) 所有者不明土地等に係る固定資産課税台帳情報の提供

所有者不明土地対策等に資するため、各個別法に基づく関係部局からの情報提供の求めに応じて、地方団体の税務部局が固定資産課税台帳の一定の情報を関係部局に提供したとしても地方税法第22条の守秘義務に抵触しないものと解される旨について、これまで各個別法の改正等の際に通知するとともに、これらの通知については「令和8年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和8年1月21日付け事務連絡）第二(3)②アからコに列挙しているところであり、各地方団体においては、これらを参照の上、引き続き適切に対応いただきたいこと。

4 都市計画税の用途について

都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

5 消費税における適格請求書等保存方式への対応等

(1) 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、次の事項に留意いただきたいこと。

イ 地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要があること。

この点、現時点で適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところであるが、新たに消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたいこと。

同様に、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行

うこととなるが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられていること。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、特別会計の設置日以後速やかに登録申請を行う必要があること。

なお、特別会計については、適格請求書発行事業者の登録の有無にかかわらず、消費税法上、基準期間における課税売上高が1千万円を超えるなど、一定の要件に該当する場合には申告・納付義務が生じるため、申告誤りや無申告のないよう適切に対応いただきたいこと。

また、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様であるPeppol（ペポル）をベースとしたインボイス（Peppole-invoice）の普及・定着に向けた取組を行っていることから、地方公共団体においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたいこと。

なお、現在、民間のサービスプロバイダーによりPeppole-invoice対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム（GEPs）等によるPeppole-invoiceの受領が可能となっていること等も参考としていただきたいこと。

（注）日本におけるPeppole-invoiceの標準仕様は、日本のPeppol Authority（管理局）であるデジタル庁が開発・公表している。

ロ インボイス制度への事業者としての対応については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q&A」（令和6年12月26日版）を参照いただきたいこと。

ハ インボイス制度について、国税局、税務署や地域の事業者団体等と連携した制度の周知・広報に協力いただくほか、各府省庁等が作成する広報素材（リーフレット等）を事業者が参集するイベントや地方団体の窓口等で配布したり、インボイス制度に関する周知を各地方団体の広報誌において行うなど、各地方団体において主体的に周知・広報を行っていただきたいこと。

その際、制度の内容に加え、制度対応に係る事業者向けの支援措置等についても、周知・広報いただきたいこと。

ニ 令和8年度税制改正において、次のとおり、インボイス制度に係る経過措置の見直しがされる予定である。については以下の点にご留意の上、上記ハに対応いただきたいこと。

(イ) 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、納付税額を、その課税期間における売上げに係る消費税額の3割とすることができるとする。

(ロ) 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、本経過措置における控除可能割合を次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

a 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%

b 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%

c 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%

あわせて、令和8年10月1日以後に開始する課税期間について、一の免税事業者等からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円（現行：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

ホ 新たに課税事業者となった事業者等からの申告や納税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進するなど、積極的な相談対応について、国税庁、税務署に協力いただきたいこと。

(2) その他地方消費税に係る事項

イ 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総税都第2号総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

ロ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進することとしているので配慮いただきたいこと。

6 地方たばこ税に係る対応について

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

地方のたばこ税については、令和7年度税制改正において、加熱式たばこの課税方式の見直しが行われ、令和8年4月1日と同年10月1日の2段階で実施することとしていること。

(2) 屋外分煙施設等の整備の促進

屋外分煙施設等の整備の促進については、「健康増進法」（平成14年法律第103号）において望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等が地方団体の努力義務とされていること及び令和8年度与党税制改正大綱を踏まえ、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保を図るため、駅前・商店街・公園等の場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、地方たばこ税の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、地方団体が行う一定の屋外分煙施設の整備に要する経費及び民間事業者等が行う一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費について特別交付税措置を講じており、これも踏まえ、積極的に整備に取り組んでいただきたいこと。

7 入湯税の用途について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

8 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税は、市町村から都道府県を経由して国に払い込まれるが、市町村から都道府県への払込額について誤りがあったことから、払込事務など個人住民税均等割とは異なる事務となるものも含め、正確かつ確実な事務執行を行っていただきたいこと。

また、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、森林整備や木材利用等に一層有効に活用するとともに、その用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

令和7年11月5日に会計検査院から公表された令和6年度決算検査報告の中で、「未執行額が生じた場合には、執行計画を策定して用途と併せて公表することを奨励する取組をより一層推進する」、「譲与税の用途の公表が適時適切に行われ、納税者にとって分かりやすく、譲与税に対する理解がより深まるものになるように（中略）公表様式例の活用を促す」旨の所見が示された。

これらの所見に対しては、既に、令和6年9月30日発出の事務連絡「森林環境

譲与税の使途の公表について」により、各地方団体において対応を進めていただいているが、今般の検査報告を踏まえ、改めて当該事務連絡を確認し、森林環境譲与税を活用した事業の実績や効果について公表するとともに、基金へ積み立てる場合等についても、その実施計画を公表するなど、住民に対する説明を十分に行っていただきたいこと。

9 法定外税

法定外税の創設に関する留意事項等については、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日付け総税企第179号総務省自治税務局長通知）及び「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日付け総税企第73号総務省自治税務局企画課長通知）で通知しているところであり、各地方団体においては、引き続き適切に対応いただきたいこと。

法定外税の創設にあたっては、地方団体において、税に対する信頼を確保するよう十分な検討が行われることが重要であり、特に、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないかという点について検討すること。例えば、近年導入が増えている宿泊税などについて、一部の区域又は課税対象に対して地方税法第6条第1項に規定する課税免除を行う場合には、課税を不相当とする「公益上その他の事由」が必要であり、そのような事由がない限り、同一の課税客体（物、行為等）に対しては公平に課税すること。そのほか、徴収方法や課税を行う期間等について、十分な検討を行うこと。

また、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮いただきたいこと。

さらに、法定外税の創設等を検討されている団体にあつては、総務省に対して検討段階からあらかじめ時間に余裕をもって情報提供していただきたいこと。なお、令和8年度から、法定外税の創設等の検討状況を年2回（4月及び10月）調査する予定であること。

全体的事項

10 地方税の電子化等

地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、

官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。

- (1) 地方税共同機構が管理する e L T A X については、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和8年3月31日改定)において、e L T A X については、必要なセキュリティ対策を講じた上で、L G W A N を経由してマイナンバー利用事務系と双方向でのデータの移送を可能とする旨明記されていることから、税務事務の効率化の観点から、同ガイドラインに記載されたセキュリティ対策を講じた上で、各地方団体の基幹税務システム等と e L T A X との双方向のデータ移送に積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、情報システム機器の廃棄等については、機器内部の記憶装置からの情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を徹底する必要があることから、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)を踏まえ、適切に対応すること。

- (2) e L T A X を通じた申告・申請等手続については、地方法人二税や固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、個人住民税の給与支払報告書の提出など、主として法人が行う手続を中心として、順次、対象手続が拡大された。令和7年12月に、個人住民税の申告の手続についても対象に加えられたことにより、地方税法令に基づく申告・申請等手続について、基本的に全て電子的に行うことが可能となった。地方団体におかれては、電子申告等を活用した業務の効率化を進めるとともに、e L T A X の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会(各支部を含む。)等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

なお、令和9年より、給与支払報告書の電子的提出義務化の対象が源泉徴収票30枚以上に引き下げられること、また、(9)のとおり、給与等の支払をする者が、市町村長に給与支払報告書を提出した場合には税務署長に給与所得等の源泉徴収票を提出したものとみなされることを踏まえ、より一層、e L T A X の利用による給与支払報告書の電子的提出の推進に取り組んでいただきたいこと。

- (3) 地方税のキャッシュレス納付の普及拡大は、納税者の利便性向上や社会全体

のコスト縮減に資するものである。

令和6年5月30日には、国税庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方税共同機構、金融業界団体等と共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」を行い、国税・地方税におけるキャッシュレス納付の一層の普及に向け、共同で推進していくこととしており、これに合わせ、次の取組を進めていただきたいこと。

イ 法人二税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）については、eLTAXダイレクト納付の利用促進に取り組むこと。

また、各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の納付について、eTax及びeLTAXを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、給与担当課と連携し、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと。

ロ 地方税統一QRコード（以下「eL-QR」という。）の活用については、納税者はもとより、地方団体や金融機関にとってもメリットが大きいものであることから、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022年12月21日デジタル臨時行政調査会）において「令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字する」と示されていることを踏まえ、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則eL-QRの印字を行っていただきたいこと。その際、「確定税額通知分」として、随時課税分、督促分等が含まれることにご留意いただきたいこと。

具体的には、個人住民税（普通徴収）・国民健康保険税は、多くの団体で対応が進んでおり、未対応の団体は早期にeL-QRの活用を検討いただきたいこと。

また、現在未対応の市町村が多い個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の督促分、法人市町村民税・事業所税の督促分等についても、積極的な検討をお願いしたいこと。

さらに、eL-QRの印字においては、基幹システムの開発事業者とも調整の上、格納値は適切な設定・確認を徹底するとともに、エラー発生時の対応を含め、「地方税統一QRコード（eL-QR）の取扱いに関する手引（1.0版）」（令和7年3月地方税統一QRコードの活用に係る検討会）を参照いただき、適切な取扱いに努めること。

加えて、従来からの口座振替の活用促進についても取り組むこと。

(※)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

ハ こうした取組に当たっては、都道府県、市区町村、税務署、金融機関、税理士会や青色申告会等の関係民間団体等が連携して取組を進めることが有効と考えられるため、これらの組織が参画した各都道府県単位での協議体の設置など連携体制の整備を併せて進めること。

- (4) 地方税関係通知については、令和7年度税制改正において、固定資産税、都市計画税、自動車税及び軽自動車税の納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む。）及び納付書等のこれに附随する通知について、納税者からの求めに応じて、地方団体がeLTAXを経由して電子的に副本を送付することを可能とすることとしている。法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用することとしており、各地方団体においては、ご留意いただきたいこと。

なお、上記に要する基幹税務システムの改修経費については、デジタル活用推進事業債の対象となることから、各地方団体においては遺漏なきよう対応いただきたいこと。

また、課税明細書等について、eLTAX経由での送付が導入されるまでの間、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供を納税者から求められた場合には、各地方団体においては、当該データを提供することについて、引き続き、積極的に検討いただきたいこと。

- (5) 国税・地方税当局間の情報連携については、順次その範囲を拡大してきたところ、eLTAX次期更改（令和8年9月予定）に合わせ、書面申告分も含めた申告書等、所得税や法人税関係データの連携拡充や、個人住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・滞納情報に関するオンラインでの照会等を令和8年9月以降段階的に実装することとしている。各地方団体においては、今後、地方税共同機構から公開される見積参考資料等を参考に、必要なシステム改修等の対応をいただきたいこと。

なお、上記に要する基幹税務システムの改修経費については、令和8年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

また、今般の拡充により、ほぼ全ての所得税・法人税関係情報が国税当局からeLTAXを通じて連携されることとなる。各地方団体においては、事務負担軽減に資するものであることから、これらの機能の活用について、積極的に検討いただきたいこと。

- (6) 地方団体の情報システムの標準化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、住民記

録、地方税、福祉など、地方団体の主要な20業務を処理するシステム（基幹業務システム）の標準仕様を関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、令和7年度末までに各地方団体が当該システムに移行することを目標とすることとされているため、各地方団体においては、円滑かつ安全な移行作業を進めていただきたいこと。令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムについては、「特定移行支援システム」として概ね5年以内に移行できるよう国として積極的に支援することとされていること。

基幹税務システム（対象税目等は、個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及びこれらに係る収滞納管理）については、「税務システム標準仕様書【第5.1版】」を令和8年2月27日に公表したところである。なお、毎年の税制改正の内容等を本仕様書に反映させることは、「政策上必要と判断される」（「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」（令和5年10月27日デジタル庁））ことから、今後も改定を行う予定であること。

- (7) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子的通知については、特別徴収義務者が申出をしたときは、全て電子で通知（税額変更通知の場合も含む）するよう対応いただきたいこと。

また、特別徴収税額通知書に記載する受給者番号について、特別徴収義務者における税務事務の負担軽減に資するよう、給与支払報告書に記載された受給者番号と完全に一致するよう徹底いただきたいこと。

あわせて、電子的通知を希望する特別徴収義務者への特別徴収事務に関する書類の送付については、真に必要なものに限定する等、事務の見直しを行っていただきたいこと。

特別徴収義務者がeLTAXによる電子的納付を活用いただくことで、地方団体における納付書の送付事務が省略できる等、事務の更なる効率化に資することから、積極的に活用いただくよう勧奨いただきたいこと。

各地方団体においては、さらなる普及に向けて周知広報等の取組を行っていただくとともに、特別徴収義務者として給与システム等の改修の準備を進めるなど、積極的に電子的通知に係る体制を整えていただきたいこと。

- (8) 市町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市町村は、eLTAXを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

- (9) 令和5年度税制改正において、国税の源泉徴収票の提出方法の見直しが行わ

れ、令和9年1月1日以降に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について、給与等の支払をする者が、市町村長に給与支払報告書等を提出した場合には、税務署長に給与所得等の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされていること。

詳細について、国税庁との調整結果（国税へのデータ連携の仕組み及び連携スケジュール等）は別途、情報提供を予定していること。

- (10) e L T A X次期更改（令和8年9月予定）に合わせて、（5）の国税・地方税情報連携拡充のほか、サービス提供時間の拡大等による納税者等の利便性の向上や地方団体の事務負担の軽減に向けた機能改善を行うこととしている。令和7年5月に地方税共同機構から提示された見積参考資料（1.2版）に基づき、地方団体においても必要なシステム改修等の準備を進めていただきたいこと。

なお、各地方団体の基幹税務システムに係る運用経費等については、令和8年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

また、地方税共同機構の負担金については、同機構が地方税務手続の全国的なデジタル化に果たす役割が拡大していることから、各地方団体において、必要な予算措置を講じていただきたいこと。

なお、地方税共同機構の負担金に要する経費についても、令和8年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- (11) 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる金融機関照会様式、給与等照会様式及び競争入札参加資格申請用の納税証明書の交付申請様式については、全国地方税務協議会（現：地方税共同機構）において統一様式が取りまとめられており、このうち、各種照会様式については「税務システム標準仕様書【第5.1版】」にも定められているところであるため、これら統一様式の使用について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

- (12) 行政機関と金融機関間で行う預貯金等の照会・回答については、原則書面で行われており、双方において大きな業務負担となっていること。これを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）においては、「行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政

事務の遂行を図る」こととされている。各地方団体においては、地方税関係の照会・回答が多くを占めている現状を踏まえ、金融機関との間の預貯金等照会・回答業務のデジタル化について、積極的に検討いただきたいこと。

11 地方税分野におけるマイナンバーの利用等

(1) 個人住民税におけるマイナンバーの紐付け・副本登録の徹底

令和6年度与党税制改正大綱を踏まえ、令和7年9月に実施したフォローアップ調査結果では、令和6年8月に実施した同調査と比較して、住民登録外課税者について、全てマイナンバー紐付けの対象としている自治体や、住基ネット照会等により特定できた者をマイナンバー紐付けの対象としている自治体が増加したこと。

しかしながら、住民登録外課税者について、一律でマイナンバー紐付けの対象外としている団体や、給与支払報告書等にマイナンバーの記載がある者のみをマイナンバー紐付けの対象としているものの給与支払報告書等の不備に対し補正を求めている団体が一部存在しており、このような対応は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【第2.0版】」（令和6年5月22日付けデジタル庁発）の内容に即した対応とは言い難いため、住民登録外課税者について、マイナンバーと課税情報を適切かつ速やかに紐付け、自治体中間サーバーに特定個人情報の副本データベースを登録することや、特別徴収義務者等に対して、給与支払報告書等の提出時にマイナンバーを確実に記載するよう働きかけを行うことなど、「個人住民税の住民登録外課税者に係る課税情報とマイナンバーとの紐付け及び副本登録の徹底について」（令和6年3月25日付け総税市第29号自治税務局長通知）の趣旨を踏まえ、早急に対応していただきたいこと。

なお、各市区町村の紐付け及び副本登録の実施状況については、今後もフォローアップを予定していること。

(2) 個人住民税における扶養控除等を公正に適用するための新たな情報連携の仕組み

令和8年6月以降、個人住民税において扶養控除等を公正に適用するための新たな情報連携の仕組みが実装されることから、被扶養者のマイナンバーを把握し、被扶養者の情報を自治体中間サーバーに10月頃を目途に副本登録するとともに、二重扶養の発生を防ぐためにこの仕組みを積極的に活用いただきたいこと。

なお、現行、自治体中間サーバーに副本登録する被扶養者の情報には、特別控除対象配偶者の該当の有無が含まれていないため、令和9年6月以降に実装されるデータ標準レイアウトを改版予定であること。

(3) 個人住民税以外の地方税分野におけるマイナンバーの利用等

課税情報や納税義務者等の情報とマイナンバーとの紐付けは、地方税の適正な課税に資するものであることから、各地方団体においては、事業者等の協力も得ながら納税義務者等のマイナンバーを把握した上、課税情報等との積極的な紐付けを進めていただきたいこと。

特に、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けに関しては、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが、固定資産税の適正な課税のために重要であることから、積極的に進めていただきたいこと。

具体的には、住民基本台帳との連携を図るとともに、住所地が課税団体と異なる納税義務者については、マイナンバーを用いて住民基本台帳ネットワークにより照会を行うことで、死亡の事実を適時に把握することが可能であるので、適切に活用されたいこと。なお、詳細については、「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進について」（令和4年9月27日付け総税固第57号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けのための手順例について」（令和6年4月1日付け総税固第27号総務省自治税務局固定資産税課長通知）及び「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付け状況に関する調査結果及び取組事例について」（令和7年3月19日付け総税固第15号総務省自治税務局固定資産税課長通知）において周知しているところであること。

(4) マイナンバー情報連携の更なる活用

「会計検査院法」（昭和27年法律第73号）第30条の2の規定に基づく報告書「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」（令和6年5月15日）を受けて発出された「地方税に関する事務におけるマイナンバー情報連携の更なる活用について」（令和7年1月31日付け総税企第27号、総税都第8号、総税市第5号、総税固第4号総務省自治税務局企画課長、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長通知）で周知のとおり、マイナンバー情報連携が可能な事務手続については、マイナンバー情報連携を活用した事務処理を改めて検討いただきたいこと。特に、個人住民税の配偶者控除等、自動車税・軽自動車税の障害者減免に係る事務、地方税の還付に係る事務については、積極的に活用いただきたいこと。

また、デジタル庁より発出の「会計検査院の報告を踏まえたマイナンバー情報連携実態調査（報告書）」（令和7年1月17日）も参照されたいこと。

(5) 入力業務等の委託

地方税分野におけるマイナンバーの利用に際しては、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成2

- 5年法律第27号)に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の内容に留意し、
- イ 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する。
 - ロ 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む。
 - ハ 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

12 公平かつ適正な税務執行

地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生ずることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

このうち収納・徴収に関する取組については、民間事業者への業務委託、徴収事務の共同処理などの取組のほか、近年、地方税共通納税システムを通じた電子納付の推進が図られ、令和5年4月からはほぼ全ての地方団体においてeL-QRを活用した納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られている。これらの取組は地方団体における徴収率の向上にも寄与するものと考えられ、一層の取組を促進する必要があること。

13 徴収対策

悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。特に、財産調査や搜索等の実施に当たっては、これらを行う場所や物の状況等に応じ、滞納者等のプライバシーの保護に十分配慮して適切に実施すること。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

なお、犯罪被害者等への対応に当たっては、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）の趣旨や「犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切

な対応について」(令和5年6月14日付け自治税務局企画課事務連絡)を踏まえ、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応をいただきたいこと。

14 外国人労働者への賦課徴収

秩序ある共生社会の実現に向けて、令和7年11月4日に「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」が開催され、令和8年1月23日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が改訂されたところであるが、外国人労働者について、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続の機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。総務省としても、外国人労働者及び外国人労働者を雇用する特別徴収義務者に個人住民税や特別徴収等の制度内容をより一層理解していただくため、当該制度内容を記載した広報素材を提供しているので、各地方団体において、積極的に広報に取り組んでいただきたいこと。

なお、令和9年3月以降、マイナンバー情報連携を通じて、出入国在留管理庁から出入国関係情報等の提供が開始され、徴収事務の更なる円滑化に資することから、各地方団体においては、積極的に活用いただきたいこと。

15 減免措置の適切な運用

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮していただきたいこと。

16 災害対応

近年、大規模な災害が相次いで発生しているところであるが、今後とも、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、迅速かつ適切な対応を図るよう努めていただきたいこと。

17 税務行政における個人情報の取扱い・DV被害者保護

税務行政においては、個人情報の誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないように、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該

団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただくとともに、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）」（令和元年6月27日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、適正な事務執行を行っていただきたいこと。

18 租税教育

租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。

19 人材育成・徴収事務の共同処理

税務行政の現場では複雑かつ困難な事案が増加する一方、地方団体の税務職員数は減少傾向にあるが、信頼性の高い地方税務行政には、高度な専門的知識や豊富な経験を有する職員の育成・確保が必要不可欠であることから、自治大学校の税務専門課程の活用等による研修機会の積極的な確保や適切な人事行政を通じ、専門性の高い人材の育成・確保のための工夫が求められること。

また、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。

20 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

総務省と地方公共団体金融機構との共同事業として、地方団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について、令和7年7月から、支援分野に「地方税務行政のDX等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化）」を追加したところである。

本事業は、税務行政に知見を有するアドバイザーから各団体の実情に即した助言や情報提供を得ることで、信頼性の高い税務行政の実現に資するものであり、アドバイザーの派遣経費は地方公共団体金融機構が負担するため、地方団体の予算措置を要しないものである。各地方団体におかれては、本事業を積極的に活用いただきたいこと。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「改正法附則」：地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第　　号）附則

の規定

「改正令附則」：地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 号）附則の規定

「改正則附則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 号）附則の規定

「廃止前暫定措置法」：地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）附則第 3 1 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 2 0 年法律第 2 5 号）

「廃止前暫定措置令」：地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 2 8 年政令第 1 3 3 号）附則第 1 6 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成 2 0 年政令第 1 5 4 号）

「森林環境税法」：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）

「森林環境税令」：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和 4 年政令第 3 0 0 号）

「特別法人事業税法」：特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）

「特別法人事業税令」：特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成 3 1 年政令第 8 9 号）